

# 全面的な国選付添人制度の実現を求める決議

## 1 決議の趣旨

当会は、国に対し、少年鑑別所に送致されることにより身体を拘束された全ての少年の事件について、国の費用によって弁護士が付添人が選任される全面的な国選付添人制度を実現するよう、少年法を改正することを求める。

## 2 決議の理由

弁護士付添人は、少年審判において非行事実の認定や保護処分の必要性の判断が適正に行われるように少年の立場から手続に関わり、家庭や学校等の少年を取りまく環境の調整を行い、少年に付き添う者として少年の相談者となり、もって、少年審判の適正を支えるのみならず、少年の立ち直りを支援する役割を担っている。

このような弁護士付添人の役割に鑑み、平成19年11月に国選付添人制度が導入され、また、全国的に各単位弁護士会の費用負担によって当番付添人制度が実施されている。

ところが、成人の刑事裁判では大半の事件で国選弁護人が選任されているのに対し、少年事件の場合に弁護士付添人が選任されるのは身体を拘束されたまま審判に付された少年のおよそ半数程度にとどまっている。その原因は、現在の国選付添人制度の対象事件が一部の重大事件に限定されているためである。

しかし、少年審判手続きの適正さの確保や更生の支援といった弁護士付添人が果たす役割は、重大事件に限られるわけではなく、非行事実としては軽微であっても深刻な家庭環境等の事情が存在する事案も決して少なくないことからすれば、現状の付添人制度は、真に付添人を必要とする多くの少年にとって有効に機能していないという欠陥を露呈している。

そのため、日本弁護士連合会及び本会は、会員からの会費を財源とする法律援

助事業によって付添人活動を行っているところである。

しかし、少年事件について弁護士付添人を選任して適正な審判を実現し、少年の更生を図るのは、本来、国の責務である。

そこで、当会は、国に対し、国選付添人制度の対象事件を拡大し、少なくとも観護措置決定により身体拘束された少年の事件の全件について、国費で弁護士付添人を選任するという全面的な国選付添人制度を実現するよう、少年法を改正することを求めるものである。

平成23年6月25日

長野県弁護士会

会長 徳 竹 初 男

